

経税部
だより

2024年分確定申告における定額減税 (事業所得者編)

税理士 井川 博幸

皆様もご存じのように、近年の急激な物価上昇に対応するため、賃上げの支援策や定額減税などの政策が打ち出されています。給与所得者の定額減税は昨年6月から既に実施されていますが、事業者の定額減税は原則確定申告において実施されます。確定申告が近づいていますので事業者の定額減税についてご説明したいと思います。

定額減税とは、「令和6年度税制改正」に盛り込まれた制度であり、納税者本人とその配偶者や扶養親族1人につき、所得税3万円、住民税1万円の合計4万円が令和6年の税金から控除されるものです。

1. 定額減税の対象者

①所得税の減税対象者

次の表に掲げる条件の全てを満たしている人です。

条件1	令和6年分所得税の納税者である。
条件2	日本国内に居住している。
条件3	令和6年の合計所得金額が1,805万円以下である。

②住民税の減税対象者

条件1	令和6年分住民税所得割の納税者である。
条件2	日本国内に居住している。
条件3	令和5年の合計所得金額が1,805万円以下である。

2. 対象者ごとの減税額

対象者	所得税	住民税
本人 (居住者)	30,000円	10,000円
同一生計配偶者又は扶養親族 (いずれも居住者) 下記注①～④を参照	1人につき 30,000円	1人につき 10,000円

- 注) ①年間の合計所得金額が48万円以下であること
 ②青色事業専従者、白色事業専従者は除く
 ③納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除は対象外ですが、定額減税の対象になります。
 ④納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合、配偶者特別控除の対象にはなりませんが、定額減税の対象にはなりません。

3. 同一生計配偶者・扶養親族とは

①同一生計配偶者

令和6年12月31日の現況で、納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者としての給与の支払いを受ける人及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、年間の合計所得金額が48万円以下の人です。

②扶養親族

令和6年12月31日の現況で、納税者と生計を一にする親族（配偶者及び青色事業専従者、白色事業専従者を除きます。）で、年間の合計所得金額が48万円以下の人です。

4. 定額減税の実施方法

①確定申告で控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告の際に、所得税の額から控除します。

②予定納税で控除

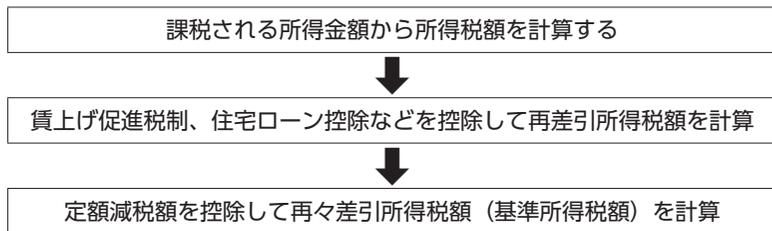
予定納税の対象者は、確定申告での控除を待たずに、昨年6月以降に通知された令和6年分の第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る定額減税額が控除されています。

同一生計配偶者又は扶養親族に係る定額減税額は、予定納税額の減額申請の手続きにより第1期分予定納税額又は第2期分予定納税額から控除されています。

予定納税額の減額申請も予定納税の支払いも既に経過していますので、申請書の控、予定納税の領収書、口座引落額等で確定申告までに確認しておいて下さい。

5. 確定申告での計算順序

確定申告書では以下のように定額減税額を控除します。



次に設例と令和6年分確定申告書の税金の計算を抜粋します。

- 設例 納税者本人、配偶者、扶養親族は父、子供(2人)いずれも居住者の場合
 納税者 (合計所得金額1,805万円以下)3万円
 配偶者 (配偶者控除の適用あり)3万円
 父 (扶養控除の適用あり)3万円
 子 (扶養控除の適用あり)3万円
 子 (納税者の事業専従者である)0円

設例の場合の定額減税は3万円×4人=12万円になります。申告書欄④に対象人数4人と金額120,000円を記入します。

課税される所得金額 ①又は第3条の2 上の項に対する税額 又は第3条の3の 配当控除	3370000	246500	8000	00	14000	224500	224500	120000	104500	2194	106694	12252	94400	91200	3200	00
再差引所得税額	4															

定額減税の適用がある方は、控除額の記入漏れにご注意ください。

(引用：国税庁「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」より抜粋)

6. 定額減税しきれないと見込まれる者への給付金

納税者本人と同一生計配偶者又は扶養親族の数から算出される定額減税額が定額減税を行う前の所得税額（及び個人住民税所得割）を上回り定額減税を控除しきれない場合は、令和6年の所得税額が確定した後、個人住民税を課税する市区町村においてその控除しきれない金額（1万円単位で）が給付されます。

早期に給付を行う観点から、令和5年の課税状況に基づき、給付額が算定されています。令和6年分の所得税額が確定した後、令和5年と比較して所得に変動があるなどの一定の事情によって、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で給付されます。

7. 最後に

簡単に、事業者の定額減税についてご説明いたしました。

確定申告時には、対象となる同一生計配偶者、扶養親族の数を確認し、申告書への記入漏れにご注意下さい。

〈オンライン請求医療機関〉 当座口振込通知書のダウンロード方法

ダウンロード手順

- 【各種振替等】⇒【振込額明細】から、ダウンロードする処理年月の【ダウンロード】ボタンをクリックします。
- 【名前を付けて保存】画面が表示されます。
・ダウンロードファイルを任意の場所へ保存できます。
・なお、ダウンロード完了後はダウンロード日の日時が表示されます。
- ダウンロードしたZIPファイルを解凍すると、指定したフォルダの中に医療機関（薬局、訪問看護ステーション）コードフォルダが作成されます。この医療機関（薬局、訪問看護ステーション）コードフォルダにPDFファイルが格納されています。

▶令和6年分の支払調書^{※2}は、令和7年2月22日(土) (2月の支払日の翌日)にオンライン請求システムで配信いたします。

なお、電子媒体又は紙レシートで請求されている保険医療機関等については、2月25日(火)頃に送付いたします。
 ※2 支払調書とは、正式名称は「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」とい、所得税法等に定められている報酬、料金、契約金及び賞金の支払をする者が、税務署へ提出する法定調書のことです。

配信日（データ提供日）はこちらから確認できます
 ▶▶▶ 支払基金ホームページ → 年間日程 → 振込額明細データ・当座口振込通知書データ提供日
 出典)『月刊基金』2025年1月号P24より抜粋

ダウンロード画面

処理年月	振込額明細データダウンロード	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード
1	令和6年1月	振込額明細データダウンロード	CSVファイル	Excelファイル
2	令和6年2月	振込額明細データダウンロード	ダウンロード	作成
3	令和6年3月	振込額明細データダウンロード	ダウンロード	ダウンロード
4	令和6年4月	振込額明細データダウンロード	ダウンロード	ダウンロード
5	令和6年5月	振込額明細データダウンロード	ダウンロード	ダウンロード
6	令和6年6月	振込額明細データダウンロード	ダウンロード	ダウンロード

3か月のダウンロード期間中に必ずダウンロード願います

